

郡山市病院及び介護医療院条例施行規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和8年3月27日

郡山市長 椎根 健雄

郡山市規則第25号

郡山市病院及び介護医療院条例施行規則の一部を改正する規則

郡山市病院及び介護医療院条例施行規則（平成18年郡山市規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>(診療科目等)</u> 第3条 <u>条例第3条の規則で定める診療科目は、皮膚科とする。</u> 2 <u>条例第3条に規定する病床数40床は、1病棟編成とする。</u></p>	<p><u>(病床)</u> 第3条 <u>条例第3条に規定する病床数40床は、1病棟編成とする。</u></p>

第11号様式を次のように改める。

月 例 報 告 書

郡山市医療介護病院	診療部門別		患者延数	一日平均患者数	新規紹介患者数		診療日数
	外来	内科					
		整形外科					
		リハビリテーション科					
		皮膚科					
		合 計					
			患者延数	月末在院患者数	新入院患者数	退院患者数	病床稼働率
	入院	医療型病棟					
	その他特記する事項						

郡山市医療介護病院介護医療院			利用者延数	一日平均利用者数			サービス提供日
	通所	通所リハビリテーション					
			入所者延数	月末在院入所者数	新入所者数	退所者数	療養床稼働率
	入所	療養棟 1					
		療養棟 2					
		合 計					
	その他特記する事項						

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の第11号様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。